

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年3月22日(2022.3.22)

【公開番号】特開2021-72965(P2021-72965A)

【公開日】令和3年5月13日(2021.5.13)

【年通号数】公開・登録公報2021-022

【出願番号】特願2021-16208(P2021-16208)

【国際特許分類】

A 63 F 13/497(2014.01)

10

A 63 F 13/86(2014.01)

A 63 F 13/30(2014.01)

【F I】

A 63 F 13/497

A 63 F 13/86

A 63 F 13/30

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月10日(2022.3.10)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザの端末であるコンピュータ装置でゲーム関連データ共有方法を実行させるためのコンピュータプログラムであって、

前記ゲーム関連データ共有方法は、

第1ユーザのゲームプレイに対応するゲームデータおよび前記ゲームプレイの少なくとも一部が録画された動画のうちの少なくとも1つを、ゲーム関連データとして共有するための共有機能を提供する段階、

前記共有機能が実行されることにより、前記ゲーム関連データを共有する共有対象として、ゲームと連携したSNSプラットフォームにおける人的関係に基づいて少なくとも1つの第2ユーザを表示する段階、および

表示された前記第2ユーザが選択されることにより、前記SNSプラットフォームを介して前記ゲーム関連データを共有するための情報であって、前記第2ユーザの端末がゲームアプリケーションをインストールする処理および前記第2ユーザの端末がゲームアプリケーションを実行して前記ゲーム関連データを再生する処理の起点となるアクセスリンクを含む情報、を出力する段階

を含む、コンピュータプログラム。

【請求項2】

前記動画は、

前記ゲームデータを利用して前記ゲームプレイをリプレイする段階、および

リプレイ中の前記ゲームプレイを録画するための録画機能を実行することにより、前記ゲームプレイの少なくとも一部を録画する段階

が実行されることによって生成される、請求項1に記載のコンピュータプログラム。

【請求項3】

前記共有機能を提供する段階は、

前記動画を共有するための共有機能を提供する段階

40

50

を含み、

前記出力する段階は、

選択された前記 SNS プラットフォームに、前記動画を出力する段階

を含む、請求項 1 に記載のコンピュータプログラム。

**【請求項 4】**

前記 SNS プラットフォームは、インスタントチャットサービスを提供する SNS プラットフォームであり、

前記出力する段階は、

前記インスタントチャットサービスを提供するインスタントチャットアプリケーションを実行して、前記第 2 ユーザとの通信セッションに前記アクセスリンクを出力する段階を含む、請求項 1 に記載のコンピュータプログラム。

10

**【請求項 5】**

前記表示する段階は、

前記ゲーム関連データを共有する共有対象として、前記 SNS プラットフォームとは異なる少なくとも 1 つの他の共有プラットフォームをさらに表示する段階を含む、請求項 1 に記載のコンピュータプログラム。

20

**【請求項 6】**

前記アクセスリンクは、前記ゲームデータが格納されたネットワーク上の位置に関する情報を含み、前記ゲームデータを利用してゲームプレイのリプレイが可能なゲームアプリケーションをインストールまたは駆動させるための情報をさらに含む、請求項 1 に記載のコンピュータプログラム。

20

**【請求項 7】**

前記ゲームプレイを含む、前記ユーザがプレイしたゲームプレイのリストを提供する段階をさらに含む、請求項 1 に記載のコンピュータプログラム。

30

**【請求項 8】**

前記ゲームプレイは、前記第 1 ユーザが攻撃者としてプレイした攻撃競技、前記第 1 ユーザが防御者としてプレイした防御競技、および他のユーザ同士のゲームプレイに前記第 1 ユーザが参加してプレイした参加競技を含む、互いに異なるカテゴリの競技を含む、請求項 1 に記載のコンピュータプログラム。

**【請求項 9】**

前記録画する段階は、

前記録画機能によって前記ユーザの入力が発生した時点から予め設定された時間までリプレイされる前記ゲームプレイ

を録画して前記動画を生成する段階、

を含む、請求項 2 に記載のコンピュータプログラム。

30

**【請求項 10】**

ユーザの端末であるコンピュータ装置によって実行されるゲーム関連データ共有方法であって、

第 1 ユーザのゲームプレイに対応するゲームデータおよび前記ゲームプレイの少なくとも一部が録画された動画のうちの少なくとも 1 つを、ゲーム関連データとして共有するための共有機能を提供する段階、

40

前記共有機能が実行されることにより、前記ゲーム関連データを共有する共有対象として、ゲームと連携した SNS プラットフォームにおける人的関係に基づいて少なくとも 1 つの第 2 ユーザを表示する段階、および

表示された前記第 2 ユーザが選択されることにより、前記 SNS プラットフォームを介して前記ゲーム関連データを共有するための情報であって、前記第 2 ユーザの端末がゲームアプリケーションをインストールする処理および前記第 2 ユーザの端末がゲームアプリケーションを実行して前記ゲーム関連データを再生する処理の起点となるアクセスリンクを含む情報、を出力する段階

40

を含む、ゲーム関連データ共有方法。

50

**【請求項 11】**

コンピュータ装置であって、

コンピュータ読取可能な命令を実行するように実現される少なくとも 1 つのプロセッサを含み、

前記少なくとも 1 つのプロセッサにより、前記コンピュータ装置において、

第 1 ユーザのゲームプレイに対応するゲームデータおよび前記ゲームプレイの少なくとも一部が録画された動画のうちの少なくとも 1 つを、ゲーム関連データとして共有するための共有機能を提供し、

前記共有機能が実行されることにより、前記ゲーム関連データを共有する共有対象として、ゲームと連携した SNS プラットフォームにおける人的関係に基づいて少なくとも 1 つの第 2 ユーザを表示し、

表示された前記第 2 ユーザが選択されることにより、前記 SNS プラットフォームを介して前記ゲーム関連データを共有するための情報であって、前記第 2 ユーザの端末がゲームアプリケーションをインストールする処理および前記第 2 ユーザの端末がゲームアプリケーションを実行して前記ゲーム関連データを再生する処理の起点となるアクセスリンクを含む情報を出力する、

コンピュータ装置。

10

20

30

40

50